1：2,５００地形図 B6

広島市平面図　No.B6

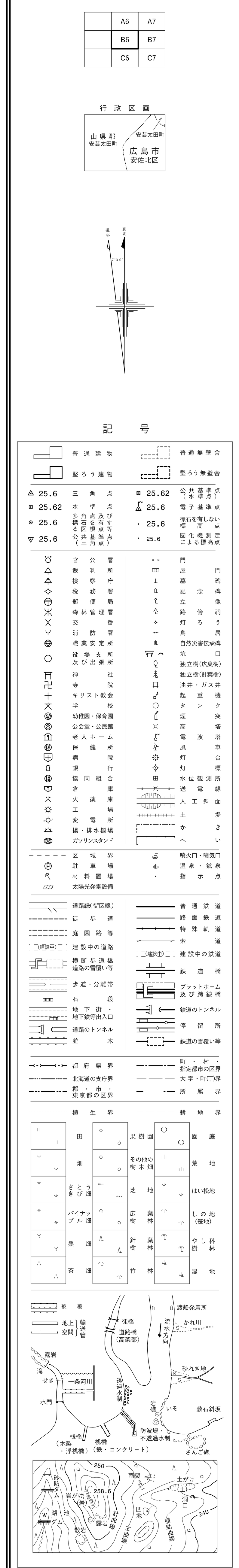

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　ステレオプロッターＡ8
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１１月
修　正　令和　２年　３月　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

B6

広島市平面図　No.B7

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

（1）撮　　影　昭和６２年　９月
　　 測　　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　 作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　　影　平成　２年１１月
　　 修　　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　 作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　　影　平成　７年１１月
　　 修　　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　 作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　　影　平成１３年１１月
　　 修　　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　 作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　　影　平成２１年　２月
　　 修　　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　 作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　　影　平成２８年１１月
　　 修　　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　 作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

1：2,５００地形図 B8

広島市平面図　No.B8

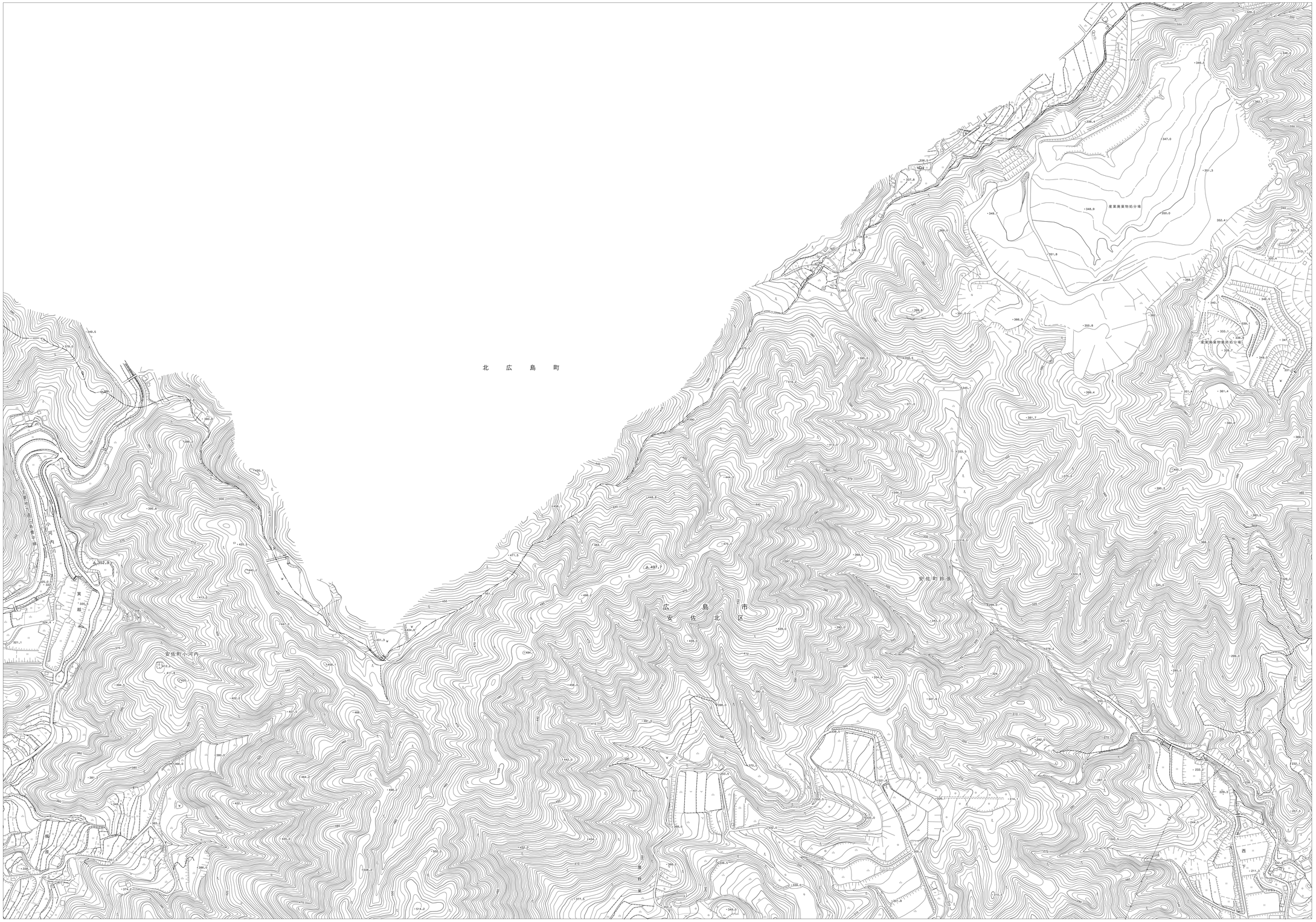

A7	A8	A9
B7	B8	B9
C7	C8	C9

行政区画

記　号

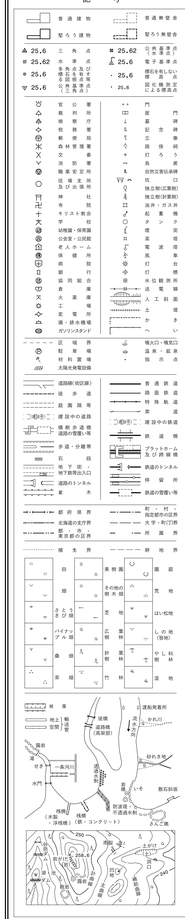

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　測　図　昭和６３年　３月　　図化名人
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１１月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中公　第１３１号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号」

B8

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2,５００地形図 B9

広島市平面図　No.B9

A8	A9	A10
B8	B9	B10
C8	C9	C10

行政区画

広島市
安佐北区

記号

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

（1）撮　影　昭和６２年　９月
　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）修　正　平成　２年１１月
　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　影　平成１３年１１月
　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　影　平成２１年　２月
　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　作業機関　株式会社日総コンサルタント

（6）撮　影　平成２８年１１月
　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中　公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中　公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中　公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中　公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中　公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中　公　第２２号　」

B9

広島市

座標系　第Ⅱ系
等高線間隔　２ｍ
著作権所有者　広　島　市

広島市平面図　No.B10

A9	A10	A11
B9	B10	B11
C9	C10	C11

行政区画

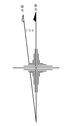

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

（1）撮　影　昭和６２年　９月
　　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

（2）撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

（3）撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

（4）撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

（5）撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

（6）撮　影　平成２８年１０月・１１月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中　公　第４８号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中　公　第１７２号」

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中　公　第１６０号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中　公　第３６５号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中　公　第１３１号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中　公　第２２号」

B10

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2,５００地形図 B11

広島市平面図　No.B11

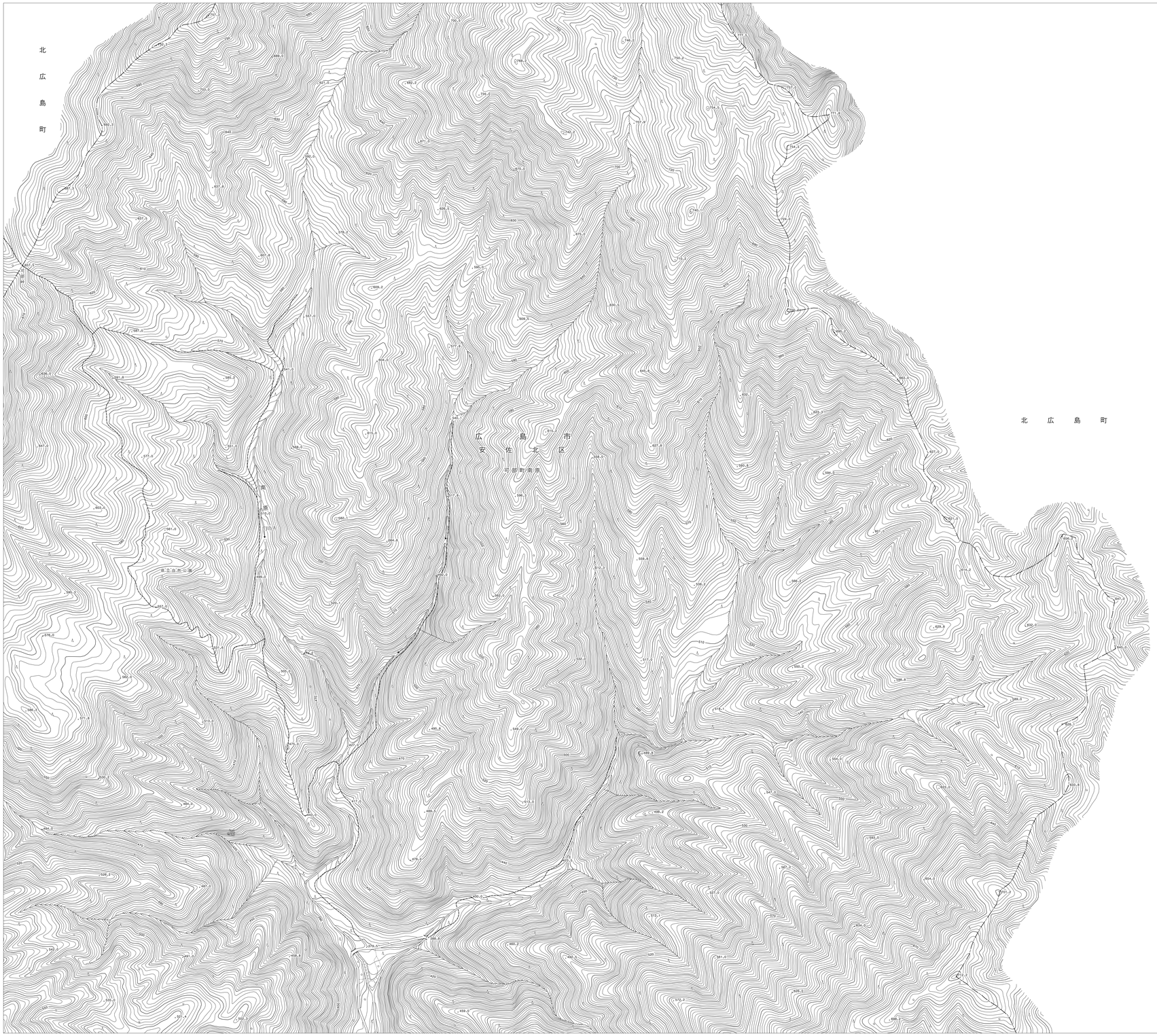

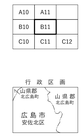

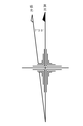

記　号

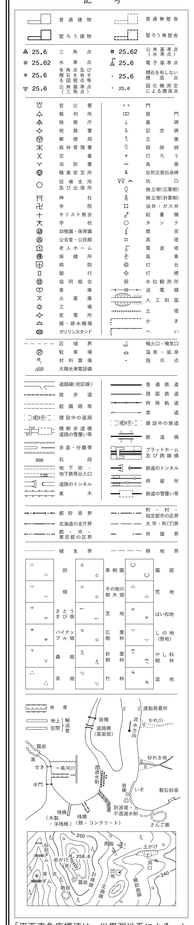

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月
測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフA７、ステレオプロッターA８
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　　オートグラフA７、ステレオプロッターA８
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA７、ステレオプロッターA８
作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターA８
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　　図化名人
作業機関　株式会社日拡コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１０月
修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中 公 第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中 公 第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中 公 第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中 公 第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中 公 第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中 公 第２２号　」

B11

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

広島市平面図　No.B14

行政区画

記号

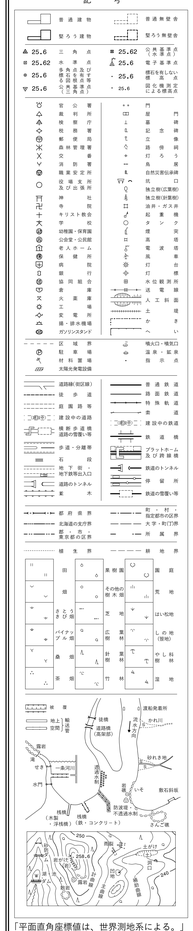

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月
修　正　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２２年　３月　　図化名人
作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１０月
修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中　公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言を うけて得たものである。（助言番号）　平　２　中　公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中　公　第１６０号　」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中　公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を うけて得たものである。（助言番号）　平２１　中　公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中　公　第２２号　」

B14

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　　島　　市

広島市平面図　No.B15

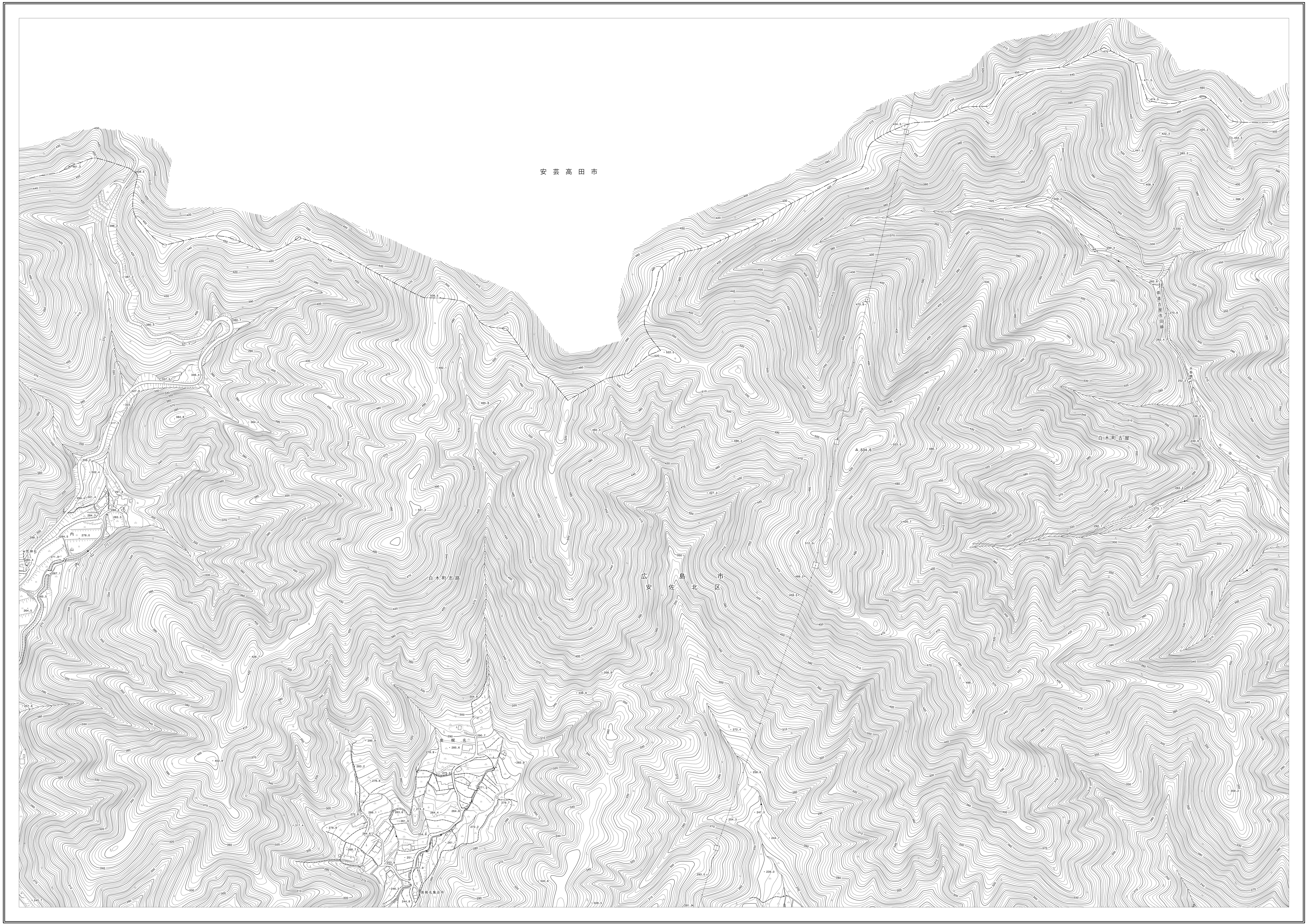

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

広島市

B15

(1) 撮　影　昭和６２年　９月
　　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2) 撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3) 撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ8
　　作業機関　国際航業株式会社

(4) 撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ8
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5) 撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6) 撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

座　標　系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第２２号　」

広島市平面図　No.B16

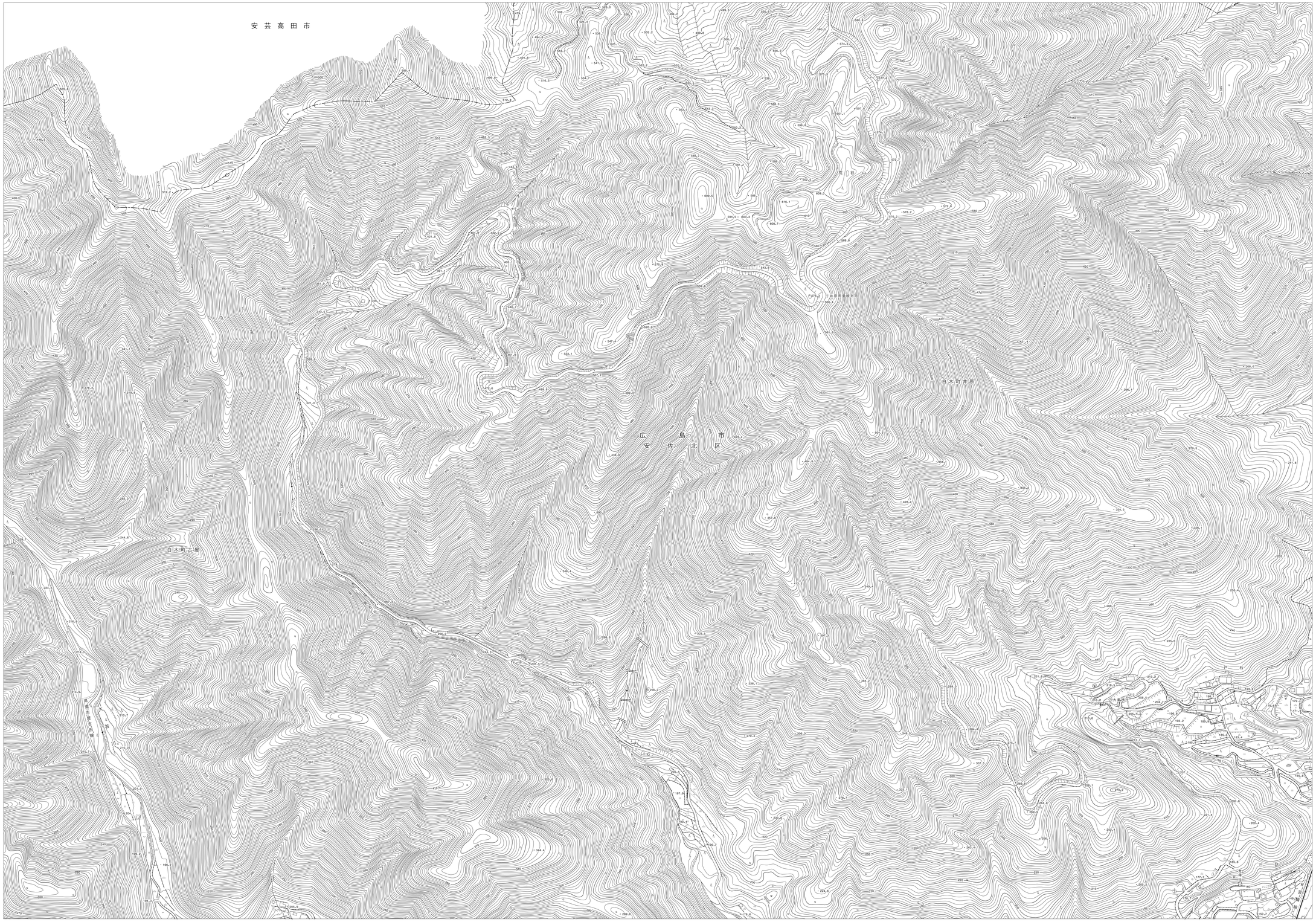

	A16	A17
B15	B16	B17
C15	C16	C17

行政区画

安芸高田市

広島市
安佐北区

記号

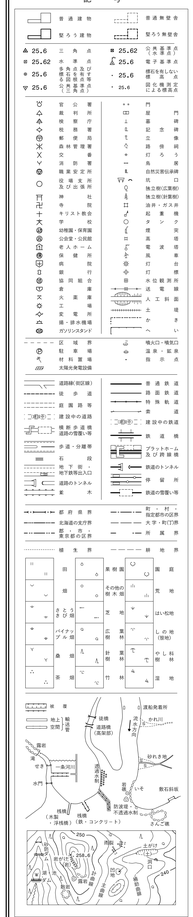

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　測　図　昭和６３年　３月　　国化名入
　　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２２年　３月　　国化名入
　　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

B16

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２m

著作権所有者　　広　島　市

広島市平面図　No.B17

A16	A17	
B16	B17	
C16	C17	

行政区画

安芸高田市

広島市
安佐北区

記号

普通建物 / 普通無壁舎
堅ろう建物 / 堅ろう無壁舎
三角点 / 水準点 / 電子基準点 / 標高を明示した地点による標高点
官公署 / 裁判所 / 税務署 / 郵便局 / 森林管理署 / 交番 / 消防署 / 税関支所及び出張所 / 神社 / 寺院 / キリスト教会 / 幼稚園・保育園 / 公民館・公民館 / 老人ホーム / 保健所 / 病院 / 銀行 / 協同組合 / 倉庫 / 火薬庫 / 工場 / 変電所 / 採・排水機場 / ガソリンスタンド
門 / 記念碑 / 石碑 / 鉄塔 / 煙突 / 灯台 / 鳥居 / 自然災害伝承碑 / 独立樹(広葉樹) / 独立樹(針葉樹) / 油井・ガス井 / 給水塔 / タンク / 高塔 / 電波塔 / 井戸 / 灯柱 / 水位観測所 / 送電線 / 人工斜面 / 土堤 / かき / へい
区域界 / 駐車場 / 材料置場 / 太陽光発電設備
噴火口・噴気口 / 温泉・鉱泉 / 指示点
道路(幅員2.5m以上) / 徒歩道 / 庭園路等 / 建設中の道路 / 橋断歩道橋 道路の雪覆い等 / 石段 / 地下街・地下鉄等出入口 / 並木 / 道路のトンネル
普通鉄道 / 路面鉄道 / 特殊軌道 / 索道 / 建設中の鉄道 / 鉄道橋 / プラットホーム及び跨線橋 / 鉄道のトンネル / 停留所 / 鉄道の雪覆い等
都府県界 / 北海道の支庁界 / 郡・市・東京都の区界 / 町・村・指定都市の区界 / 大字・町丁界 / 所属界
境界杭 / 境界線
田 / 畑 / 果樹園 / 桑畑 / その他の樹木畑 / 茶畑 / 竹林 / 湿地 / さとうきび畑 / 荒地 / 芝地 / はい松地 / パイナップル畑 / 広葉林 / しの地(笹地) / 桑畑 / 針葉林 / やし科植林 / 茶畑 / 竹林 / 湿地
堤防 / 護岸 / 地上軌道 / 空間 / 道路橋(高架橋) / 運転保安装置 / かわら / 水門 / 一条滝 / 切り通し / 数石斜面 / 橋梁(木製・浮桟橋) / 橋梁(鉄・コンクリート) / 鉄道踏切・不通過水制 / ふなこし橋

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６２年　９月
　測　図　昭和６３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業・ヒロコーコンサル共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　修　正　平成　３年　３月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　玉野総合コンサルタント・内外エンジニアリング共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフＡ７、ステレオプロッターＡ８
　作業機関　国際航業株式会社

(4)撮　影　平成１３年１１月
　修　正　平成１５年１１月　　ステレオプロッターＡ８
　作業機関　株式会社ヒロコーコンサル

(5)撮　影　平成２１年　２月
　修　正　平成２２年　３月　　図化名人
　作業機関　株式会社日航コンサルタント

(6)撮　影　平成２８年１０月
　修　正　令和　２年　３月　　ＳＵＭＭＩＴ
　作業機関　株式会社　パスコ

0　100　200　300　400　500m
1：2，500

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　元　中　公　第４８号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平　２　中　公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平　８　中　公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　平１４　中　公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（助言番号）　平２１　中　公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）　令１　中　公　第２２号　」

B17

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　　島　　市